

わくわくプレーパークうべ運営業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和6年2月

宇部市 こども未来部 こども政策課

わくわくプレーパークうべ運営業務委託
公募型プロポーザル募集要項

目 次

1	募集の概要	1
2	委託期間	1
3	業務内容	1
4	見積限度額	1
5	応募資格	1
6	応募者の制限	1
7	募集に関するスケジュール等	2
8	企画提案書等の提出	3
9	候補者の選定	4
10	契約に関する事項	6
11	問い合わせ及び提出先	7

1. 募集の概要

本事業は、宇部市内都市公園等を活用して、「自分の責任で、自由に遊ぶ」をモットーに子どもが自由な発想で遊びを展開する遊び場（以下「プレーパーク」という。）を開催し、遊びを通じて得られるさまざまな体験や交流により、子どもたちの自主性やコミュニケーション能力を育てる機会を与え、子どもがいきいきと遊ぶことのできる環境を整えることを目的としています。

これらを踏まえ、プレーパーク運営に対して提案を募り、実効性が高いと評価される者を委託候補者として選定するものです。

2. 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの単年度契約とする。

ただし、特に問題がなければ契約を更新することができる（最長3年間）。

3. 業務内容

「わくわくプレーパークうべ運営業務委託仕様書」に記載のとおり

4. 見積限度額

4,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、この額は本業務契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、本業務に係る見積書を提出する際には、この額を超えてはならないことに留意すること。

5. 応募資格

次のいずれにも該当する法人その他の団体でなければ、応募することができません。

(1) 本市に活動の拠点を置いている又は置こうとする法人等であること。

※ 任意団体による応募も可とします（代表者を決めてください）。

※ 複数の団体により構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）による応募も可とします（代表団体を決めてください）。

※ 応募団体の現在の所在地は宇部市の内外を問いません。

※ 個人での応募は不可とします。

※ 同一応募者が複数の応募を行うことはできません。

※ 応募者は、他の応募団体の構成員になることはできません。

(2) プレーパークの管理運営及び野外活動等に関するノウハウや能力を有すること。

6. 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。

(1) 法律行為を行う能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(4) 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項(委員の兼業禁止)の規定に抵触することとなる者(公職者)

(5) 国税、県税、市税(個人市県民税を含む。)を滞納している者

(6) 会社更生法及び民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている者

(7) 役員等(応募しようとする者が法人であるときはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいい、応募しようとする者が複数の者から構成されるときは当該構成される個人、団体の代表者又は法人の当該役員若しくは代表者をいう。第11号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

- 77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (8) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (10) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- (11) 政治団体及び宗教団体

7. 募集に関するスケジュール等

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和6年2月9日(金)	市ウェブサイトに掲載
募集に関する質問の受付期限	令和6年2月15日(木)17時	電子メール
質問の回答期限	令和6年2月19日(月)	市ウェブサイトに掲載
参加表明書の提出期限	令和6年2月21日(水)17時	電子メール、持参又は郵送
参加資格決定通知	令和6年2月22日(木)	電子メールで通知
企画提案書等の提出期限	令和6年3月4日(月)17時	持参又は郵送
プレゼンテーション	令和6年3月11日(月)予定	
審査結果の通知	令和6年3月中旬予定	
契約締結	令和6年4月1日(月)	

(1) 参加表明書の受付

① 提出書類

- ・参加表明書(様式第7号の1、共同体による応募の場合は様式第7号の2)
- ・誓約書(様式第1号)
- ・団体概要調書(様式第2号)
- ・団体役員名簿(様式第3号)
- ・団体等の定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類(任意様式)
- ・法人等の国税・県税・市税の滞納がないことを証する証明書(発行から1か月以内のもの:写し可)

※共同事業体を結成して応募する場合は、次の書類も提出すること。

- ・共同事業体結成協定書兼委任状(様式第4号)
- ・共同事業体連絡先一覧(様式第5号)

② 提出期限

令和6年2月21日(水)17時(必着)

③ 提出方法

電子メール、持参又は郵送

※開封確認を付した電子メールで送信すること。電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。

※持参の場合の受付時間は、平日9時から12時まで、13時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、書留郵便により令和6年2月21日(水)17時必着とする。

④ 提出先

「11. 問い合わせ及び提出先」に記載

(2) 募集に関する質問の受付及び回答

本プロポーザルに対する質問は、次の方法で提出すること。

- ① 提出期限
令和6年2月15日(木) 17時
- ② 提出方法
開封確認を付した電子メールに質問票(様式第8号)を添付し事務局に送信する。
電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は電話にて確認を行うこと。
- ③ 回答方法
令和6年2月19日(月)までに、市ウェブサイトに掲載する。

(3) 参加資格審査結果の通知

令和6年2月22日(木)

※参加資格審査結果は全ての応募者に、電子メールにより通知する。

(4) 参加資格非該当理由の説明請求

- ① 参加資格審査結果の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、書面(様式自由。ただしA4判とする。)により、宇部市長に参加資格非該当理由についての説明を求めることができる。
- ② 参加資格非該当理由の説明請求の提出方法等
(ア) 提出先 参加表明書の提出先と同じ。
(イ) 提出方法 参加表明書の提出方法と同じ。
(ウ) 受付時間 説明を求めることができる期間内(ただし、休日は除く。)の平日9時から12時まで、13時から17時までの間とする。
- ③ 参加資格非該当理由の説明請求に対する回答
参加資格非該当理由の説明請求への回答は、最終日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)に書面により行う。

(5) 企画提案書等の受付

本募集要項の「8. 企画提案書等の提出」に記載のとおり

(6) プレゼンテーション

参加事業者には書面又は電子メールにより通知します。

- ① 日時
令和6年3月11日(月) 予定
- ② 場所
宇部市役所 3階 防災情報センター(予定)
- ③ 審査方法
本募集要項の「9. 候補者の選定」に記載のとおり

(7) 審査結果の通知、公表

令和6年3月中旬予定

(8) 契約締結

令和6年4月1日予定

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ・(任意様式) 団体等の活動実績報告書(令和4年度、令和5年度の2か年分)
※新設団体又は設立初年度の団体の場合、提出は不要です。
- ・(様式第6号) 事業計画書
- ・(任意様式) 参考見積書(全経費を見積り、積算内訳も記載すること。)

(2) 提出部数

正本1部及び副本5部(正本がカラー印刷のものは、副本もカラー印刷とすること。)

(3) 提出期限

令和6年3月4日(月) 17時(必着)

(4) 提出先

「11. 問い合わせ及び提出先」に記載

(5) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、平日9時から12時まで、13時から17時までの間とする。

※郵送の場合は、書留郵便により令和6年3月4日(月) 17時必着とする。

(6) 作成要領

用紙サイズはA4とし、各様式がわかるようインデックスを付してください。

(7) 応募にあたっての注意事項

① 応募団体構成の変更禁止

複数の団体が共同(共同事業体)で応募する場合、代表団体、構成団体の変更は認めません。

② 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式第9号)を提出してください。
なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとします。

③ 費用負担

応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

④ 提出書類の取扱い

提出された申請書等の書類は返却しません。また、宇部市情報公開条例に基づき提出書類の全部又は一部を公開することがあります。

⑤ 申請後の内容変更の禁止

提出された申請書等については、軽微な場合を除きその内容を変更することはできません。

⑥ 申請後の無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、申請が無効又は失格となることがあります。

(ア) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

(ウ) 応募書類に虚偽の内容が記載されているとき。

(エ) 審査を行うにあたり、不相当と選定委員会が判断したとき。

(オ) 募集要項に定める手続を遵守しないとき。

9. 候補者の選定

(1) 選定委員会による選定

「わくわくプレーパークうべ運営業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し審査します。

(2) 選定方法

参加資格の要件を満たす者を対象に候補者の選定を行います(応募書類及び応募者によるプレゼンテーションに対して審査を行います)。

審査は、提出した資料を用いたプレゼンテーション審査を行います。

なお、提案者が1者の場合であっても実施します。

(3) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を非公開で行います(提出した資料を用いてプレゼンテーションを行っていただき、選定委員会の委員がその説明に対して質問等を行います)。

① 所要時間は1者30分とします。内訳は次のとおりです。

(ア) 準備5分

(イ) プレゼンテーション15分

(ウ) 質疑応答10分

② プレゼンテーション審査の参加人数は管理責任者を含み3名までとします。

応募者がプレゼンテーションに出席できない場合は応募辞退とみなしますのであらかじめ御了承ください。

(4) 審査基準

次に掲げる基準に基づき総合的に審査し、候補者を選定します。

① プレーパーク等について正確な認識があり、かつ当該業務等に精通していると認められること。

② 事業計画書の内容が良好かつ確かな業務を遂行できるものであると認められること。

③ 事業計画書の内容が本件業務委託仕様書の内容を的確に反映し、わかりやすく、かつ事業の発展等を見据えたものであると認められること。

④ 執行体制及び配置人数が円滑かつ確実な業務執行を行えるものであると認められること。

⑤ 事業計画が最小の経費で最大の効果を上げられるものと認められること。

⑥ 応募が1者の場合においても、審査基準に基づき審査するものとする。

※下記評価基準に基づく各審査員の評価点を合計し、総合点の6割以上を得た企画提案の中から、総合得点の最も高い提案をした者を受託候補者、次点者を次点候補者に選定する。

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

評価項目	採点基準	配点
候補者の適正	類似の実績を有しており、成果を上げているか。	10
提案内容の有効性	業務に関する基本的な考え方を理解し、それらに沿った提案内容になっているか。	15
	プレーパークの提案内容が創意工夫や魅力のある内容になっているか。	15
	利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みが構築されているか。	10
	広報について、広く認知してもらい、多くの利用者につながるような手段や方法を提案しているか。	10

提案内容の実現性	提案内容を確実に実施するための適切な実施体制やスケジュールを提案しているか。また提案者がその体制を構築できる運営基盤を有しているか。	10
	経験や資格を有し、本業務を的確に遂行できる人材を当てているか。	10
	安全・危機管理に配慮されており、そのための適切な体制が計画された提案内容であるか。	10
	提案内容に対して費用及び積算根拠が妥当であるか。また節減努力をしているか。(参考見積書)	10
合計		100/100

(5) 選定結果の通知

審査結果及び受託候補者の選定については、参加事業者に書面により通知するとともに、市ウェブサイトに掲載する。

(6) 非特定理由の説明請求

- ① 選定結果の通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、書面（様式自由。ただしA4判とする。）により、宇部市長に非特定理由についての説明を求めることができる。
- ② 非特定理由の説明請求の提出方法等
 - (ア) 提出先 企画提案書等の提出先と同じ。
 - (イ) 提出方法 企画提案書等の提出方法と同じ。
 - (ウ) 受付時間 説明を求めることができる期間内（ただし、休日は除く。）の9時から12時まで、13時から17時までの間とする。
- ③ 非特定理由の説明請求に対する回答
非特定理由の説明請求への回答は、最終日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面により行う。

10. 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先として特定

本プロポーザルにより選定した最優秀者を、契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するものとします。

ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び契約の締結ができない場合には、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとします。

- ① 最優秀者が特定後「8. (7)」に定める失格条項に該当して失格となったとき。
- ② 最優秀者から見積書徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
- ③ 最優秀者が契約の締結を辞退したとき。
- ④ その他の理由により最優秀者と契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約金額

4,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とします。

※令和6年3月市議会における予算の議決が前提であり、変更することがあります。

(3) 契約の仕様

- ① 契約の仕様については、最優秀者の事業計画書に記載された内容を尊重し、宇部市に

において定める。

- ② 契約の仕様決定にあたり、最優秀者に対し業務の具体的な提案等を依頼することがある。
- ③ 全ての経費について、一括して業務委託契約を締結することを想定している。

(4) 契約内容等

本契約は、宇部市財務規則によるものとします。

(5) 失格による契約の解除

本契約の契約後に、契約者が「8.(7)」に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことがあります。

1 1. 問い合わせ及び提出先

宇部市 こども未来部 こども政策課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
電話：0836-34-8566 FAX：0836-22-6051
E-mail：kodomo@city.ube.yamaguchi.jp